
地方教育行政組織法等の規定に従って 民意を反映する教育行政を実現します

～教育基本条例案の提出について～

地方教育行政組織法では、教育委員会と首長の権限分配を規定していますが、いずれも「条例に基づかなければならない」ことを規定しています。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第二十二条 (略)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 (略)

(事務処理の法令準拠)

第二十五条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当つては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

大阪維新の会議員団は、法律が予定している通り、議会で条例を制定することにより、教育行政に民意を反映させるため、教育基本条例案を提案します。

1. 条例案提出の趣旨

これまで教育から政治は徹底して排除するべきとされ、個々の教員が行う授業内容を超えて、教育行政そのものからすら、政治が過度に遠ざけられてきました。その結果、民意を教育行政に十分反映することができていませんでした。しかし、我が国の現行の教育制度、関係法律は、上記のように議会における条例制定を通じて、政治が関与することを予定しています。

大阪の教育行政のあり方に民意を反映し、大阪の子どもが適切な教育を受ける事ができるよう、大阪維新の会議員団は教員基本条例案を9月定例会に提出します。

2. 条例案の概要

あるべき大阪の教育を実現すべく、以下のような措置を講じます。

(1) 政治の教育への関与

これまで政治は教育についてあまりにも消極的にしか関与せず、その結果民意が教育行政に十分反映しているとは言い難い状態でした。そこで、首長が公立学校の実現すべき目標を定め、教育委員会はこれを実現する為の指針を作成し各校長に示し、各校長はこれを実現するために学校目標を定め、その実現へ向けた学校運営を行うことで、民意を反映させる制度を創設します。

(2) 新しい校長像

① 校長、副校長の公募

校長、校長を補佐する副校長は、これまで長年教員を務めた者の中から選考される年功序列によって任命されてきました。しかし、校長とは学校をマネジメントする経営者であるべきであり、教員の中からのみ選任される理由はありません。そこで、教員に加えて教育界の外部の有能な人材を広く公募することとします。

② 校長をリーダーとする新しい学校像

校長は学校運営についての責任者であり、その責任を全うすべく、幅広い裁量を有します。教員は校長の職務命令、マネジメントに服すものとし、学校を教員からなる1つのチームとして一丸となって校長が示す目標を達成します。

③ 教員採用への関与

これまで教員の採用は教育委員会で一括して採用を行い、現場の校長が関与する仕組みがありませんでした。しかし、運営の最前線にいる校長こそ、現場で必要とされている教員像を最も知る者であり、新規採用の職員選考に関与する権限も有するものとします。

④ インセンティブを導入したマネジメント

校長が学校運営の責任者であるからには、学校組織を構成する個々の教員の評価を行うという唯一の存在です。その評価手法については職員基本条例案と同等のものとし、相対評価に根ざした「教員の頑張りが正当に評価される」マネジメントを行います。

(3) 学校間競争の促進

府立高等学校の通学区域は撤廃し、私立高等学校と府立高等学校を生徒が自由に選択できる環境とします。また、定員割れが続く、生徒から見て魅力に乏しい府立高等学校は、一定のルールに基づき、統廃合の対象とします。

(4) 保護者への要請

① 学校運営への積極的な参画

児童・生徒の教育は学校にのみ依存する形では十分な成果を上げることができません。保護者の学校運営への積極的な参画により、学校と保護者が一体となって初めて達成できるものです。

ただ近年、モンスターペアレントと呼ばれる、学校に対し社会通念上不当と考えられる要求を行う保護者が増加しています。学校と保護者との意見交換は密接であるべきですが、その方法において問題があれば対応する教員に過度の負担を課すこととなり、学校教育の充実に資することはできません。

社会通念上、不当な要求は慎んでいただくようお願いいたします。

② 家庭教育の充実

児童・生徒の力強い成長は、学校だけでは達成できません。学校での教育の前提として、充実した家庭教育の実施を求めます。

(5) 職員基本条例との関係

教員についても職員基本条例と同様に、分限処分や懲戒処分のあり方について、明文化します。

また人事評価の待遇への反映や組織改廃のあり方などについても同様に明文化します。

(6) 小中学校について

大阪市、堺市の所管する小中学校(及び市立高等学校)についてはそれぞれ大阪市議会、堺市議会に提出する予定の条例案にて対応します。両市以外の大阪府下の市町村の所管する学校については、それぞれの市町村、市町村議会が一義的に判断すべき事柄ですが、府、大阪市及び堺市の条例案の趣旨を尊重され、改革の歩みを共にすることを期待します。

3. 今後の予定

大阪維新の会議員団において鋭意議論を深め、大阪市会ならびに大阪府議会では、今次9月定例会で、堺市議会では項目を精査の上、次回11月定例会へ条例案を提出します。